

水道料金・下水道使用料の基本料金を1カ月減免します

新型コロナウイルスの影響に苦しむ市民の皆様一人一人への生活支援として、太宰府市では令和2年8月の1カ月の水道料金・下水道使用料の基本料金を減免します。

●減免する額 (金額は税込)

水道料金	家事用	935円
	事業用	1,760円
下水道使用料		836円

●対象期間:令和2年8月請求分

※今回の減免について、市民の皆さんに行っていただく手続きなどはありません。
 ※今回の減免について、上下水道課から電話や訪問することはありません。
 ※集合住宅などにお住まいで、太宰府市と直接契約をしていない場合は、料金が異なることがありますので、請求元の管理会社などに直接お問い合わせください。

問い合わせ 上下水道課 料金係 ☎(408)4024

「太宰府 古都の光」「太宰府市民政庁まつり」中止のお知らせ

9月開催予定の「太宰府 古都の光」・10月開催予定の「太宰府市民政庁まつり」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、皆さんの健康と安全確保を第一に考え、中止とすることに決定しました。

参加・来場を予定されていた皆さん、運営にご協力いただいた皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力いただきますよう、よろしくお願い致します。

<古都の光に関する問い合わせ>

太宰府ブランド創造協議会事務局
 (観光推進課 観光推進係内) ☎内線481



<市民政庁まつりに関する問い合わせ>

太宰府市民政庁まつり実行委員会事務局
 (地域コミュニティ課 地域コミュニティ係内) ☎内線543



事業者のみなさんへ

持続化給付金
 「申請サポートキャラバン隊」
 in 太宰府のお知らせ

【持続化給付金とは?】

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比50%以上減少している事業者に対し、中小法人などは最大200万円、個人事業者などは最大100万円を国が給付する制度です。

【申請サポートキャラバン隊とは?】

持続化給付金の申請方法は電子申請のみとなっていますので、電子申請の方法が分からない人、できない人に限定して、以下のとおり補助員が電子申請の入力サポートを行います。

開催期間: 8月13日(木)~8月20日(木)

開催時間: 午前9時~午後5時
 (最終日 午後3時まで)

開催会場: 太宰府市商工会 2階研修室
 (観世音寺1-2-1)

留意事項: ご利用にあたっては、事前予約をお願いします。
 (太宰府市商工会: ☎922-4345)

ひとり親世帯臨時給付金が支給されます

問い合わせ 保育児童課 児童福祉係(☎内線318)

◆基本給付対象になる人

- 令和3年3月31日までに18歳に達する児童(または20歳未満の障がいを持っている児童)を監護・養育しているひとり親で、次の①②③のいずれかに該当する人
- ①令和2年6月分の児童扶養手当を支給される人
- ②公的年金などを支給し、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が停止される人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により収入が児童扶養手当を受給する人と同じ水準となった人(児童扶養手当を受給していない人を含む)

給付額

- 1世帯5万円、第2子以降1人3万円加算

◆追加給付対象になる人

- 基本給付の対象者
- ①または②に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人

申請方法

- ①に該当する人: 基本給付は申請不要。8月下旬

頃、児童扶養手当(令和2年6月分)の支給口座に振り込みます。
 ※給付を希望しない場合、7月27日(月)までに受給拒否の届出書をご提出ください。

○追加給付は申請が必要。現況確認時(8月)などに、収入減少の旨を申請してください。支給要件に該当するか確認し、支給決定後に振り込みます。
 (7月に送付した「ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内」の通知を参照)

②、③に該当する人: 申請が必要。市へ申請書類を提出してください。詳しくは担当課までお尋ねください。

申請期限

令和3年2月26日(金)(郵送の場合、令和3年2月28日(日)必着)

支給方法

申請受付後、支給要件を確認し、口座へ随時振り込みます。

給付制度の問い合わせ

厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター ☎0120(400)903(受付時間: 平日午前9時~午後6時)

固定資産税・都市計画税の軽減措置および特例措置

問い合わせ 税務課 固定資産税係(☎内線332・333・334)

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある中小事業者などに対し、支援措置があります。

なお、申請などの詳細が決まりましたら、ホームページなどお知らせします。

償却資産、事業用家屋への税軽減措置

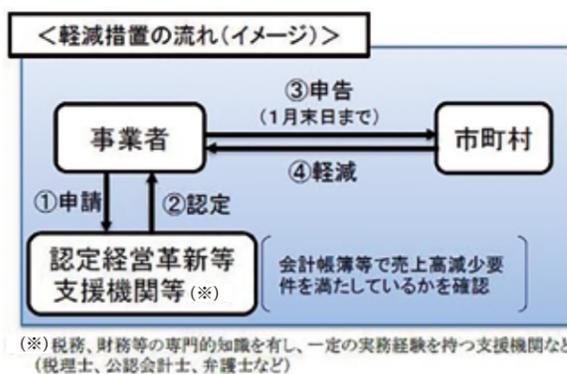
令和3年度課税分の償却資産と事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税を軽減。

要件および軽減割合

- 令和2年2月~10月(3カ月間)の売上高が前年同期間比で次のとおり減少した人
- ①30%以上50%未満減少: 2分の1軽減
- ②50%以上減少: 全額軽減
- 認定経営革新等支援機関等から売上高減少の認定を受け、令和3年1月31日までに市へ申請をした人

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画に基づき取得した設備に対し、現行制度から



適用対象を拡充・適用期限を2年延長。

変更前

- ①償却資産のみ適用対象
- ②平成30年度~令和2年度が適用期間

変更後

- ①事業用家屋と構築物を適用対象に追加
- ②令和4年度まで適用期間を延長(2年間)

特別定額給付金(一人10万円)の申請は、**今月19日(水)(消印有効)まで**です。
 お忘れないように申請してください。問い合わせ 福祉課 福祉政策係(☎内線363)